

○建設工事等の積算価格の公表に関する事務取扱要領

平成21年 3月31日制定
最終改正 令和 7年 3月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に関する委託業務（以下「工事等」という。）に係る積算価格を公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 積算価格の公表は、総務部契約検査管理課が契約事務を執行する工事等のうち、競争入札に付するすべてのものを対象とする。

(公表の方法等)

第3条 公表する事項は、積算価格（消費税等を含めた合計金額）とする。

2 積算価格の公表は、前項の公表事項を記載した入札調書を、入札の執行後に一般の閲覧に供することに行うものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。